

# 香川県営業時間短縮協力金（第8次）申請方法フローチャート

(令和3年10月11日現在)

対象：高松市以外の地域（香川県内）

中小企業かどうか  
(個人事業主の場合は「はい」)

業種	①又は②のいずれかを満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 ※宿泊業など	5000万円以下	100人以下
小売業 ※飲食業		50人以下

はい

前年又は前々年の9月  
(又は9月13日～9月30日(又は9月24日))  
(店休日除く)の1店舗における1日当たりの  
飲食業売上高が以下のどれに当たるか

①：8万3,333円以下  
②：8万3,333円超～25万円以下  
③：25万円超



前年又は前々年の9月  
(又は9月13日～9月30日(又は9月24日))  
(店休日除く)の売上高と比較し、本年の9月  
(又は9月13日～9月30日(又は9月24日))  
(店休日除く)の1店舗における1日当たりの  
飲食業売上高減少額が18万7,500円以下か

大企業

①

②

はい

いいえ

協力金の額(※)	提出資料
<p><b>売上高方式</b></p> <p>2.5万円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書</li> <li>外観・内観の写真</li> <li>営業許可証の写し</li> <li>確定申告書の写しなど</li> </ul>
<p>売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 【1日の売上高の3割】 (1千円未満は切り上げ)</p> <p>7.5万円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書</li> <li>外観・内観の写真</li> <li>営業許可証の写し</li> <li>確定申告書の写し</li> <li>前年又は前々年の9月の売上に係る売上帳等の写しなど</li> </ul>
<p><b>売上高減少額方式</b></p> <p>売上高及び 売上高減少額に応じて 7.6～20万円/日</p> <p>売上高及び 売上高減少額に応じて 最大20万円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書</li> <li>外観・内観の写真</li> <li>営業許可証の写し</li> <li>確定申告書の写し</li> <li>前年又は前々年の9月の売上に係る売上帳等の写し</li> <li>本年の9月の売上に係る売上帳等の写しなど</li> </ul>

いいえ

## 例外の取扱い

- 月単位又は店舗単位の飲食業売上高を把握することが困難な場合
  - ・店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数(休業日を除く)で除すことにより、1日当たりの飲食業売上高を計算
  - ・事業者全体の飲食業売上高を店舗数で除すことにより店舗単位の飲食業売上高を計算
- 新規開店等の特例
  - (1) 新規開店特例  
時短要請月(9月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上高が存在しない場合、開店の日から時短要請期間の開始日の前日(9月12日)までの期間の飲食業売上高の合計を、同期間の日数で除して、1日当たり売上高を計算し、1日当たりの協力金の金額を計算
  - (2) 合併・法人成り・事業承継特例  
合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算
  - (3) 罹災特例  
前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々の時短要請月(期間)の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算

## 【早期一部支払い制度】

第1次～第4次の協力金の受給実績がある方で、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた場合は、定額22万円を早期にお支払いすることが可能です。ただし、別途、第8次の本申請を売上高方式により行っていただく必要があります。

(※) 協力金の金額は、9月24日(金)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した額を合算した額に、その額の「1割を加算」した額となります。